

学校法人電波学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人電波学園の役員（理事長・理事及び監事）及び評議員の報酬・手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校法人電波学園の職員の身分を有する内部の役員（以下、内部役員という）及び評議員と学園外から登用された外部の役員（以下、外部役員という）及び評議員と区分して施行する。

(報酬)

第3条 内部役員の報酬は、基本報酬及び特別報酬とし、基本報酬は毎月28日（その日が休日にあたるときはその前日）、特別報酬は原則として毎年7月及び12月に支給する。

- 2 外部役員及び評議員の報酬・手当は、別表1に定める額とする。
- 3 理事と評議員の兼務者にあつては、別表1の定めにかかわらず、評議員報酬・手当分を支給しない。

(内部役員の基本報酬及び特別報酬)

第4条 内部役員の基本報酬及び特別報酬の総支給年額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 15,000,000円 以内
- (2) 理事 3,600,000円 以内

2 基本報酬及び特別報酬の支給額は、前項の範囲内で、理事会の議決を経て理事長が決定する。

(その他の経費)

第5条 役員及び評議員が、その職務遂行上必要とした経費は別に支給する。

- 2 役員及び評議員がその職務遂行上必要となる交通費・宿泊費については別表2のとおりとし、同様に出張手当については別表3のとおりとする。
- 3 職員が役員または評議員と同行して出張する場合は、宿泊費の支給については役員と同等の取り扱いをすることができる。

(役員報酬の改定)

第6条 職員給与の改定等により、役員報酬と職員給与との間に著しい不均衡が生じるような場合には、役員報酬の改定を行うことができる。

(退職慰労金)

第7条 役員及び評議員の退職慰労金の支給については、別に定める「役員退職慰労金支給規程」による。

(弔慰金)

第8条 役員が任期中に死亡したときは、次の額を弔慰金として支給する。

- (1) 業務上の死亡 死亡時の報酬月額 of 36ヶ月分
- (2) その他の死亡 死亡時の報酬月額 of 6ヶ月分

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

(細則の制定)

第10条 理事長は、この規程の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年5月18日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (報酬・手当)

区分	開催月	報酬(年)	監査手当(年)	会議手当(回)	交通費(回)
理事長	5, 9, 3	※ 1	—	40,000 円	0 円
	7, 11, 1			0 円	
内部理事	5, 9, 3	※ 1	—	20,000 円	0 円
	7, 11, 1			0 円	
外部理事	5, 9, 3	400,000 円	—	50,000 円	6,000 円
	7, 11, 1			25,000 円	
監事	5, 9, 3	300,000 円	100,000 円	50,000 円	6,000 円
	7, 11, 1			25,000 円	
内部評議員	5, 9, 3	30,000 円	—	15,000 円	0 円
	7, 11, 1			0 円	
外部評議員	5, 9, 3	200,000 円	—	50,000 円	6,000 円
	7, 11, 1			25,000 円	

※ 1 : 第 4 条により規定する。

別表 2 (交通費・宿泊費)

区分	取り扱い
交通費	
新幹線	グリーン車
在来線	グリーン車
飛行機	ビジネスクラス
船舶	1 等
車・バス	実費
宿泊費	上限 24,000 円

別表 3 (出張手当)

区分	国内出張	海外出張
理事長	6,000 円	11,000 円
理事		
監事		
評議員		